



川崎南支部だより

第541号 (令和4年11月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

第81回 全国産業安全衛生大会 2022 in 福岡

令和4年度(第81回)全国産業安全衛生大会が10月19日(水)から21日(金)の日程で福岡県福岡市のマリンメッセ福岡に於いて大会テーマ「太宰府の地 皆で学んで高めよう

安全・健康の知恵」と題し、現地開催とオンライン開催で安全衛生関係者の参加のもと開催されました。

初日の総合集会では、初めに、本年 労働災害でお亡くなりになられた方々、新型コロナウイルス感染症、9月の台風14・15号など自然災害など、たび重なる災害で不幸にして命をなくされた方々の冥福を祈り、参加者全員で黙祷が捧げられました。

開会式では、主催者代表による開会の辞、大会式辞に続いて、厚生労働事務次官、福岡県副知事、福岡市長などの祝辞、さらに(公社)東京労働基準会連合会副会长のご挨拶があり、開会式を終了しました。

開会式に引き続き、産業界における労働安全衛生活動その他に多大な貢献をされた皆さんに對し、中災防会長賞(1社)、顕功賞(3名)、緑十字賞(91名・3件)の表彰式が行われました。第1部の最後は、「新型コロナウイルス感染拡大の中、多くの方々の努力にもかかわらず、労働災害により死者数は増加に転じた。また、休業4日以上の災害については、第3次産業を中心に増加傾向にあり、平成10年以降で最多となっている。高齢者の労働災害が年々増加し、転倒災害や墜落・転落災害などが依然として減少していない。労働災害のない安心して働く職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いで

ある。ここ福岡の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に、関係者が一丸となって、取り組むことを誓う」との大会宣言があり全員一致で採択されました。

第2部では、厚生労働省労働基準局の安全衛生部長より、「労働安全衛生行政の動向」と題し、働く人の安全や健康に取り組む意義やめぐる状況と昨今の施策動向の講演がありました。第13次労働災害防止計画、高年齢労働者対策、職場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援の促進、石綿関係、職場における化学物質規則体系の見直し等の説明でした。

第3次産業の労働災害は、特に小売業や介護施設等で「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」の割合が顕著であり、対策の見直しが課題。

次期(第14次)労働災害防止計画策定に向け、安全で安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「投資」従業員の安全と健康を守る・経済的損失を回避(軽減)する・人材の確保、育成・組織の活性化・行政向上・(社会的)価値向上等検討を進めていく。

休憩をはさみ、「生命を捉えなおす～動的平衡の視点から～」と題して、青山学院大学 教授

福岡伸一様による特別講演がありました。

<内容概略>

分子生物学者の講師が主張する動的平衡(どうてきへいこう、英語: dynamic equilibrium)とは、物理学・化学などにおいて



て、互いに逆向きの過程が同じ速度で進行することにより、全體としては時間変化せず平衡に達している状態を言う。そんな生命の不思議をわかりやすく、面白いエピソードを交えてお話しいただきました。

2日目・3日目は、労働災害防止に関連するテーマ毎に2会場、18分科会に別れ、マネジメントシステム・リスクアセスメント、安全管理活動、機械・設備等の安全等、全国の団体、企業等から156題以上の事例・研究発表、パネルディスカッションが開催されました。

川崎南支部の加盟会社からは2社3事例の報告がなされました。全ての関係者が心を新たにし、安全・健康・快適職場を目指して英知と力を結集し、全力で邁進する事を誓った有意義な大会でした。

(記 広報委員)



**職場における 労働者が安全に働くために
新たな化学物質規制が導入されます**

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※¹

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※²

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることができます※³

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1…国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2…厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3…皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1 SDS及び作業現場の確認
2 リスクアセスメントの実施
3 保護具の着用
局部排気装置の設置

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

674物質

8物質
石綿等
管理使用が困難な物質
製造・使用等の禁止

123物質
自主管理が困難で
有害性が高い物質
特化則・有機則等
に基づく
個別具体的な措置

数万物質
GHS分類で
危険有害性がある物質
許容濃度又はばく露限界値が
示されている危険・有害な物質
一般的な措置義務
(具体的な措置基準なし)

見直し後の化学物質規制

約2,900物質
(国モデルラベル・SDS作成済みの物質)
数万物質
国によるGHS未分類物質
リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物質の使用
換気装置等を設置し稼働
作業方法の改善
有効な呼吸用保護具の使用

その他の、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※するがん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聞く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。※がん原性物質は30年間保存

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前
674物質

改正後（順次追加後）
国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。
さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！
リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的です。

ポイント！
濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

個人ばく露測定
パッジ型パッジサンプラー

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物質の使用
換気装置等を設置し稼働
作業方法の改善
有効な呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聞く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

 皮膚・眼刺激性  皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

ポイント! 化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を定期的（5年内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。

 電子メールの送信  HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇い入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

改正後

一部の業種は除外

全ての業種

知っていますか？ 自分の最低賃金

神奈川県 最低賃金

1,071 円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比
31 円 UP

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

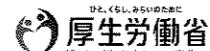


最低賃金に関するお問い合わせは神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/kanagawa-reoudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

最大600万円を助成



Ministry of Health, Labour and Welfare

広報委員会です！

川崎南支部会員事業場の皆さまには、いつも大変お世話になっています。私たちは「川崎南支部だより」の編集・発行を担当している広報委員会です。私たち広報委員会は、幹事事業場で環境安全、人事総務等の部門を担当している7名にオブザーバーの事務局と川崎南労働基準監督署副署長を加えた計9名で活動しています。

毎号、皆さんに情報が伝わりやすい紙面作りや目に留まるような写真イラストの掲載を心がけていますが、皆さまの印象はいかがでしょうか。一部メンバーの交代もあり、記事の取材や編集等慣れないこともあります。毎回悩みながら編集作業を行っています。持ち前のコミュニケーションとチームワークの良さが広報委員会の強みとなっています。よ

り良い「川崎南支部だより」にすべく努力を重ねていく所存です。

さて、「川崎南支部だより」は、通常隔月で年6回発行しておりましたが、ご存じのように令和2年から新型コロナウイルス感染症により、支部定時総会や全国安全週間・全国労働衛生週間の推進大会等といったイベントや、各部会主催の研修会等の中止またはWeb開催への変更などにより「川崎南支部だより」も年4回発行を余儀なくされました。今年度は行動制限も無くなり、ようやく通常の年6回発行に戻っています。

今年度は、労働基準監督署からのトピックスをはじめ、各イベント、研修会、委員会紹介などタイムリーな情報をさらにわかりやすく伝えることだけではなく



く、新しいことにも積極的に取り組みたいと考えています。各事業場の皆さまには、掲載して欲しい内容、紙面に対する忌憚のないご意見等、お寄せいただきますようお願い致します。また、企業訪問や随筆等の記事で、取材・執筆等のお願いをすることもあるかと思いますが、これまでと変わらぬ、絶大なるご協力・ご支援を引き続きお願い致します。

(広報委員会)

《令和4年度神奈川労務安全衛生大会》

今年度は、オンデマンド開催となったため、労務安全衛生功労賞の川崎南支部受賞者（敬称略、順不同）を掲載いたします。

【労務安全衛生功労賞】

川崎南支部からの推薦

川崎南支部受賞者（敬称略、順不同）

山本 隆一郎	日油(株)川崎事業所
柳橋 實	(個人)
鈴木 栄子	日本冶金工業(株)川崎製造所
廣岡 厚子	東亜石油(株)京浜製油所

令和4年度 下期 川崎南支部主要行事

月	日	行事名称
11月	7日	粉じん作業特別教育
	10～25日	神奈川大会(オンライン開催)
	29～30日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
12月	6～7日	職長教育
	13～14日	衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会
	20日	有機溶剤従事者安全衛生教育
	22～23日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

月	日	行事名称
1月	13日	安全祈願祭
	17～18日	安全管理者選任時研修
	31日	安全管理者能力向上教育
2月	2日	リスクアセスメント研修会
	10日	健康保持増進研修会
	13～14日	職長教育
3月	1～2日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
	14日	製造業における職長等の能力向上教育

支部開催の講習会等は会場予約の関係で開催日時が変更になることもありますので、注意下さい。
変更があった場合は支部だより、ホームページ等でご連絡します。